

新香川県立体育館基本・実施設計業務

公募型プロポーザル

説明書



平成 30 年 2 月

香川県総務部営繕課

目 次

1	知事メッセージ	1
2	評価委員長メッセージ	2
3	実施要領	3
4	実施要領様式集	17
5	提案書作成要領	43
6	評価要領	51

知事メッセージ

香川県知事 浜田 恵 達



香川県は、日本最初の国立公園に指定された瀬戸内海をはじめ、緑豊かな山々が連なる讃岐山脈、大小のため池が点在する讃岐平野などの美しい自然と温暖な気候に恵まれるとともに、古くから海上交通の要衝に位置していることによって培われた豊かな歴史を有し、その中で、多彩な文化芸術が育まれてきました。

近年では、「アート県かがわ」として、3年に1度の現代アートの祭典「瀬戸内国際芸術祭」をはじめ、「さぬき映画祭」、「高松国際ピアノコンクール」などの特色ある芸術文化活動、そして魅力的な美術館や現代建築の数々を、国内外に広く情報発信しているところです。

中でも、人々の暮らしに根ざし、周囲の自然との関係性を媒介する現代建築の分野においては、県内各地で日本の建築文化をリードする建築家による卓越した創作が進められ、香川県庁舎東館を始めとする建築群は、誰もが身近に触れられる芸術として、多くの人に親しまれてきました。

旧香川県立体育館もそのうちの一つであり、老朽化に伴い平成26年に閉館するまで、50年間にわたり、本県スポーツの中核施設としての役割を果たしてきました。

今、私たちは「新しい体育館」を整備しようとしています。

次代の本県のデザインを考える上でも極めて重要な、この施設の立地としては、「サンポート高松」を選択しました。

この地は、海と陸の交通が結節する瀬戸内の玄関口であり、瀬戸内国際芸術祭の現代アートが展示され、年間を通じて花火大会やトライアスロン大会、瀬戸内サマーナイトフェスティバルなどのイベントが開催されることにより、人々が集い、芸術や文化が行き交う拠点です。

建設敷地は海に向かって大きく開け、新たな香川県のランドマークを設けるのに最も相応しい場所と考えています。

「新しい体育館」の建設は、私たちの新たな挑戦です。

活気あふれる街と美しい自然が隣接し、生涯を通じて安心して生活できる環境の中で、人々が生きがいを見だし、みずからの能力を存分に発揮できる、また、その魅力に引かれて集い合う、瀬戸内香川の生活圈域の創造の象徴となる施設を目指します。

皆様にはその伴走者として御尽力いただけるよう、本プロポーザルにおける機能美と創造性あふれる大胆な提案を期待しています。

評価委員長メッセージ

松隈 洋



新香川県立体育館の整備にあたり、忘れてはならないことがある。香川県高松市は、鉄道や道路網、連絡船の結節点として、すでに100年以上の長い歴史を積み重ねてきた。しかし、太平洋戦争下の1945年7月4日の未明には、焼夷弾による激しい空襲を受けて市街地の80%が焼失し、罹災した住宅も6割を超え、多くの尊い命が失われて、壊滅的な状態で敗戦を迎える。こうして、一面焦土と化した中に、戦後復興の象徴として建てられたのが、丹下健三の香川県庁舎（1958年）である。目指されたのは、香川の気候風土と伝統を踏まえつつ、戦後民主主義の時代にふさわしい空間だった。そして、この庁舎を出発点に、丹下を起用した金子正則知事の下で、香川県立丸亀高等学校（1960年／大江宏）、香川県立図書館（1963年／芦原義信）、香川県立体育館（1964年／丹下健三）、香川県文化会館（1965年／大江宏）、五色台山の家（1965年／浅田孝）、坂出人工土地（1968年／大高正人）など、先駆的で良質な戦後建築が次々と生み出されていく。それらは、過酷な状況下に戦後復興へと立ち向かう人々を勇気づけ、励ましたに違いない。また、重要なのは、東京の建築家たちが、これらの仕事を通して香川の風土と歴史、職人たちの仕事と出会い、その影響を受けて自らの方法を深化させていったことである。それは、近代以降にとどまらず、讃岐平野と瀬戸内海に育まれた近代以前の長い歴史的蓄積がなせるものだったのだろう。さらに、このような交流の要として活躍した香川県建築課長の山本忠司も、彼らから学びつつ、地域主義建築の実践として、1973年に瀬戸内海歴史民俗資料館を完成させる。近年の2010年から始まった瀬戸内国際芸術祭で、多くのアーティストや建築家が魅せられたのも、香川の持つ自然の素晴らしさと文化的潜在力だったのだと思う。

一方、今回の建設地も、旧国鉄の高松駅周辺を再開発した由緒ある場所であり、1910年の宇高連絡船の運航開始に伴って新築された木造の旧・高松駅舎は、空襲にも耐えて長く県民に親しまれ、鉄道記念物としての指定や保存が求められるほど貴重な存在だったが、1960年に焼失してしまった。この敷地は、そのような歴史を刻んできたかけがえのない場所の記憶を持っている。同時に、今もなお、岡山県玉野市や、小豆島、直島、豊島、女木島、男木島、大島などの島々へ渡る航路の玄関口となる高松港に直結するウォーター・フロントの要所であり、瀬戸内海に面する貴重な場所でもある。また、こうした日常の風景があったからこそ、これらの島々を舞台に開催される瀬戸内国際芸術祭においても、世界中から世代を超えたたくさんのアートと建築のファンが集ったのだと思う。

こうした歴史と恵まれた敷地条件の下で、新体育館に求められるのは、機能的で使いやすいスポーツ施設やイベント会場であることはもちろんのこと、象徴的な公共空間の実現ではないだろうか。

ぜひ、建設地をくまなく歩き、海上にも乗り出して、敷地と周辺環境の持つ価値と潜在的な可能性を体感して読み取ってほしい。高松駅から続くアプローチ路から多目的広場を通して、どのように建物が立ち現れるのか。天与の余白である目の前の瀬戸内海を臨んで、人々をどのような対話へと誘うのか。敷地の東側に広がる船舶の乗り場を行き交う人々の動きとどのように関連づけるのか。海上を航行する船の上からどのようなシルエットとたたずまいが見えるのか。香川県の恵まれた風土と自然、海と山と空にどのような敬意を払い、どのような関係を結ぶのか。スポーツ大会や各種のイベントの開催時に、そこで行われる催しを通して、いかにして躍動感を共有させ、祝祭性と生きることへの讃歌を奏でるのか。同時に、何も行われていない静かな日々にも、どうしたらあらゆる世代の一人ひとりが心を寄せて毎日通いたくなるような、日常の風景を生み出すことができるのか。そして、厳しい自然環境に耐え、時間の中でゆっくりと成熟し、新たなかけがえのない場所となるために、建築に何が必要なのか。先人たちが魅せられた香川の風土と歴史、職人の仕事を、どのような形で受け継ぐことができるのか。そのためにも、訪れる人々の視線に立ちながら、大らかに包み込み、穏やかに語りかける静謐で明晰な建築でなければならないと思う。大空間を覆う屋根とそれを支える構造体が合理的、機能的でありながらも、詩情を湛え、細部に精神が宿る人の心に響くものであってほしい。何よりも、人々の心のよりどころとして、誰もが等しく時間と空間を共有することの喜びを体感できる居場所をかたちづくる建築であってほしい。

人口減少社会の到来という不透明な未来への予感の中で、以上のような建築の変らない使命に忠実で、広く瀬戸内海文化圏への洞察までを含んだ真摯な建築的提案を求めたい。

新香川県立体育館基本・実施設計業務公募型プロポーザル実施要領

I 趣旨

本県においては、平成 26 年 9 月の旧香川県立体育館の閉館により、総合体育館の早期建設を待ち望む声が寄せられる中、平成 27 年度に有識者による検討委員会を設置して、平成 28 年 4 月には整備の基本的な考え方を取りまとめた。瀬戸内の玄関口であり、芸術や文化の行き交う拠点であるサンポート高松を建設地に選定した後、パブリックコメントや専門家の意見を踏まえて、平成 29 年 12 月に「新香川県立体育館整備基本計画」を策定した。

今般、新香川県立体育館の建設に向けた基本・実施設計の着手に当たり、基本計画に示された要件を十分に咀嚼し、県民の期待に応えるものとして具体化できる高度な専門知識と技術力、デザイン力を備え、意欲と熱意の溢れる最適な設計者を、プロポーザルの実施により選定することとし、本実施要領において、必要な事項を定めるものである。

II 業務の概要

- (1) 業務名称 新香川県立体育館基本・実施設計業務（以下「本件業務」という。）
- (2) 建設場所 香川県高松市サンポート
- (3) 業務内容 本件業務は、新香川県立体育館整備基本計画（以下「基本計画」という。）及び新香川県立体育館基本・実施設計業務仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる施設の新築工事及びこれに付帯する外構工事（以下「本件工事」という。）に係る基本設計業務及び実施設計業務を行うものである。
- (4) 履行期間 契約締結日から平成 33 年 1 月 29 日まで（ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）による計画通知等の手続きを除いた実施設計の完了は平成 32 年 7 月 31 日までとする。）
- (5) 契約限度額 29,000 万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

Ⅲ 参加資格要件

1 共通事項

この手続きに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、個人若しくは単体企業（以下「単体企業等」という。）又は設計共同企業体であって、次に掲げる要件を全て満たす者であること。設計共同企業体の場合は、各構成員がこの要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項第 1 号の規定に該当しない者である。）
- (2) 香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和 59 年香川県告示第 456 号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この要件を満たすものとする。
- (5) 香川県職員（一般職に限る。）を退職後 2 年以内の者及び新香川県立体育館基本・実施設計業務公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）の委員を雇用していない者であること。
- (6) 国税及び香川県税に未納がない者であること。

2 単体企業等であるプロポーザル参加者に必要な資格

単体企業等であるプロポーザル参加者は、1 に加えて、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 一棟の延べ面積が 3,000 m²以上の建築物に係る新築、改築又は増築（増築の場合は、増築部分の床面積が 3,000 m²以上の場合に限る。以下「新築等」という。）の実施設計業務の元請としての実績（平成 14 年 4 月 1 日以降に業務が完了し、参加表明書提出日において、当該業務に係る新築等が竣工したもの又は施工中であるものに限る。）があること。
- (2) 次に掲げる要件を全て満たした本件業務を統括する技術者（以下「管理技術者」という。）を配置できる者であること。
 - (ア) Ⅲの 2 の(1)の実施設計業務に携わり、当該業務を管理技術者として完了した経験（参加表明書提出日において当該業務に係る新築等が竣工したもの又は施工中であるものに限る。）を有する者であること。
 - (イ) 一級建築士の資格を有する者であること。
 - (ウ) 直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、平成 30 年 2 月 5 日以前から継続しているものをいう。）にある者であること。
- (3) 本件業務における建築総合、意匠、構造、設備及び積算のそれぞれの分野を統括する技

術者（以下「主任技術者」という。）を配置できる者であること。ただし、主任技術者は、管理技術者及び他の分野の主任技術者を兼ねることはできないものとする。

3 設計共同企業体であるプロポーザル参加者に必要な資格

設計共同企業体であるプロポーザル参加者は、1 に加えて、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 構成員の数は3者以内とし、任意かつ自主的に結成すること。
- (2) 各構成員の出資の割合は、代表となる構成員は60パーセント以上とし、他の構成員は10パーセント以上であること。
- (3) 構成員（建築士事務所登録が別である支店等を含む。）は、本プロポーザルに係る他の設計共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- (4) 代表となる構成員は、2の(1)及び(2)の要件を満たすこと。
- (5) 2の(3)の要件を満たすこと。

IV 審査等

1 新香川県立体育館基本・実施設計業務公募型プロポーザル評価委員会

新香川県立体育館基本・実施設計業務公募型プロポーザル評価委員会において、提案書等及びプレゼンテーションの内容を評価する。

評価委員会は、以下の9名で構成する。

委員長	松隈 洋	(京都工芸繊維大学教授)
委員	池田 修	(NPO 法人 BankART1929 代表)
委員	北山 恒	(法政大学教授、横浜国立大学名誉教授)
委員	斎藤 公男	(日本大学名誉教授)
委員	土井 健司	(大阪大学大学院教授)
委員	富永 譲	(法政大学名誉教授)
委員	原田 俊	(香川県体育協会常務理事)
委員	三矢 昌洋	(香川県観光協会会長)
委員	工代 祐司	(香川県教育委員会教育長)

2 審査方法

本プロポーザルの審査は、一次審査及び二次審査の二段階とし、審査方法は、次のとおりとする。

(1) 一次審査

①参加資格の確認

参加表明書を提出した者の中から、一次審査参加資格（参加資格のうち、Ⅲの1各号全ての要件及びⅢの3の(1)から(3)の全ての要件に適合すると認められること）を有する者に参加招請（一次）を行う。

②一次審査通過候補者の選定

7者を目安として、評価委員会において、一次審査通過候補者を選定する。

評価の詳細は、新香川県立体育館基本・実施設計業務プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）による。

③一次審査通過者の特定

2の(1)の②の選定結果を基に、香川県総務部内に設置する委託業務審査会（以下「委託業務審査会」という。）において、一次審査の通過者を特定する。

(2) 二次審査

①参加資格の確認

一次審査通過者の中から、二次審査参加資格（参加資格のうち、Ⅲの2各号全ての要件及びⅢの3の(4)、(5)の要件に適合すると認められること）を有する者に参加招請（二次）を行う。

②最優秀候補者及び次点候補者の選定

評価委員会において、最優秀候補者及び次点候補者を選定する。

評価の詳細は、評価要領による。

③最優秀者及び次点者の特定

評価委員会の選定結果を基に、委託業務審査会において、最優秀者及び次点者の各1者を特定する。

3 審査の公開等

(1) 審査は、二次提案書の提出者が行うプレゼンテーションを除き、非公開とする。

(2) 評価結果及び提案書については、次表のとおり県HP（後記のとおり）において公開する。

(<http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/sec/sec13850.shtml>)

公開時期	公開内容
一次提案書の審査結果の通知以降	・一次審査通過者名
最優秀者の特定及び結果の通知以降	・特定した最優秀者名及び次点者名 ・一次審査参加者（全者）の一次提案書（※） ・二次審査参加者（全者）の二次提案書（配置予定技術者の能力を除く。） ・評価委員会の審査講評

※ 一次提案書は、全ての参加者が提出したものを公表する。ただし、香川県が公表することが適当でないとするものはこの限りではない。

一次提案書の公表は、提出した参加者名と共に公表する。ただし、一次審査の結果通知に際して、参加者が希望した場合は匿名とする。

(3) (2)に定めるもののほか、プロポーザル参加者に周知する内容は、県HPに随時公表する。

V 手続等

1 日 程

- ・ 公告（プロポーザル開始）————— 平成 30 年 2 月 6 日（火）
- ・ 説明書等の交付————— 平成 30 年 2 月 6 日（火）～ 5 月 16 日（水）
- ・ 第 1 回質問の受付————— 平成 30 年 2 月 6 日（火）～ 2 月 14 日（水）
- ・ 第 1 回質問の回答————— 平成 30 年 2 月 16 日（金）
- ・ 第 1 回現地見学会の参加申込み————— 平成 30 年 2 月 6 日（火）～ 2 月 9 日（金）
- ・ 第 1 回現地見学会————— 平成 30 年 2 月 13 日（火）
- ・ 第 2 回現地見学会の参加申込み————— 平成 30 年 2 月 13 日（火）～ 2 月 16 日（金）
- ・ 第 2 回現地見学会————— 平成 30 年 2 月 19 日（月）
- ・ 参加表明書の提出————— 平成 30 年 2 月 22 日（木）～ 3 月 2 日（金）
- ・ 参加招請（一次）の通知————— 平成 30 年 3 月 9 日（金）
- ・ 第 2 回質問の受付————— 平成 30 年 3 月 5 日（月）～ 3 月 9 日（金）
- ・ 第 2 回質問の回答————— 平成 30 年 3 月 16 日（金）
- ・ 一次提案書の提出————— 平成 30 年 4 月 4 日（水）～ 4 月 10 日（火）
- ・ 一次提案書の審査結果の通知————— 平成 30 年 4 月 19 日（木）
- ・ 参加資格等確認書類の提出————— 平成 30 年 4 月 19 日（木）～ 5 月 8 日（火）
- ・ 参加招請（二次）の通知————— 平成 30 年 5 月 10 日（木）
- ・ 第 3 回質問の受付————— 平成 30 年 4 月 19 日（木）～ 4 月 24 日（火）
- ・ 第 3 回質問の回答————— 平成 30 年 4 月 27 日（金）
- ・ 二次提案書の提出————— 平成 30 年 5 月 14 日（月）～ 5 月 17 日（木）
- ・ 二次提案書プレゼンテーション————— 平成 30 年 5 月下旬
- ・ 最優秀者の特定及び結果の通知————— 未定

2 担当部局（以下「事務局」という。）

香川県総務部営繕課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号 香川県庁本館 15 階

TEL 087-832-3571

FAX 087-862-8116

Mail eizen@pref.kagawa.lg.jp

HP <http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/sec/sec13850.shtml>

（以下「県 HP」という。）

3 関係書類の配布

(1) 配布資料 ①プロポーザル説明書

- ・ 知事メッセージ
- ・ 評価委員長メッセージ
- ・ 実施要領
- ・ 実施要領様式集

・提案書作成要領

・評価要領

②仕様書（添付図面を含む。）

(2) 配布期間 平成30年2月6日(火)～5月16日(水)

(3) 配布場所 県HPから入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、配布期間中（休日等を除く。）の午前9時から午後5時までの間に事務局で直接交付するものとする。

4 現地見学会

4-1. 第1回 現地見学会の概要

(1) 日 時 平成30年2月13日(火)午後2時から

(2) 集合場所 サンポート高松 多目的広場

(3) 見学ルート 多目的広場→シンボルタワーホール棟屋上→シンボルタワー3階デッキ→敷地→シーフロントプロムナード→フェリー乗場→旅客ターミナル
(見学ルートは随時立入可能なエリアのみとなっている。)

(4) 留意点 見学会の参加は任意であり、参加要件ではない。

1参加者につき5名まで。なお、設計共同企業体の場合、現地見学会時の参加者と、参加表明時の構成員が変更することは差し支えない。

見学会当日は、本プロポーザルの参加表明書及び審査に係る質疑応答は行わない。

4-2. 第1回 現地見学会の申込み

(1) 申込期間 平成30年2月6日(火)～2月9日(金)午後5時

(2) 申込方法 様式1-1に記載し、電子メールで提出

(3) 申込先 事務局

(4) 申込確認 申込みに対する返信は行わない。

4-3. 第2回 現地見学会の概要

(1) 日 時 平成30年2月19日(月)午後2時から

(2) 集合場所 シンボルタワー6階国際会議場

(3) 見学ルート 国際会議場→サンポートホール大ホールホワイエ→敷地
(国際会議場及びサンポートホール大ホールホワイエは、貸出スペース内から敷地を望む。)

(4) 留意点 見学会の参加は任意であり、参加要件ではない。

1参加者につき5名まで。なお、設計共同企業体の場合、現地見学会時の参加者と、参加表明時の構成員が変更することは差し支えない。

見学会当日は、本プロポーザルの参加表明書及び審査に係る質疑応答は行わない。

4-4. 第2回 現地見学会の申込み

- (1) 申込期間 平成30年2月13日(火)～2月16日(金) 午後5時
- (2) 申込方法 様式1-2に記載し、電子メールで提出
- (3) 申込先 事務局
- (4) 申込確認 申込みに対する返信は行わない。

5 質問

5-1. 第1回質問

- (1) 受付期間 平成30年2月6日(火)～2月14日(水) 午後5時
- (2) 対象者 プロポーザルに参加しようとする者
- (3) 提出方法 様式2に記載し、電子メールで提出(複数回に分けて提出してもよい。)
- (4) 提出場所 事務局
- (5) 提出確認 質問の提出者には、事務局から提出確認のメールを返信する。
提出日の翌日(休日等を除く。)までに返信がない場合は、事務局に電話で確認を行うこと。
- (6) 回答日 平成30年2月16日(金)
- (7) 回答方法 全ての質問を取りまとめ、回答を県HPに掲載する。
- (8) 取扱い 回答事項は、本実施要領の追加又は修正とする。
- (9) 留意点 設計共同企業体の場合、質問者と、参加表明時の構成員が変更することは差し支えない。

5-2. 第2回質問

- (1) 受付期間 平成30年3月5日(月)～3月9日(金) 午後5時
- (2) 対象者 参加表明書を提出した者
- (3) 提出方法 様式2に記載し、電子メールで提出(複数回に分けて提出してもよい。)
- (4) 提出場所 事務局
- (5) 提出確認 質問の提出者には、事務局から提出確認のメールを返信する。
提出日の翌日(休日等を除く。)までに返信がない場合は、事務局に電話で確認を行うこと。
- (6) 回答日 平成30年3月16日(金)
- (7) 回答方法 全ての質問を取りまとめ、回答を県HPに掲載する。
- (8) 取扱い 回答事項は、本実施要領の追加又は修正とする。

5-3. 第3回質問

- (1) 受付期間 平成30年4月19日(木)～4月24日(火) 午後5時
- (2) 対象者 一次審査の通過者
- (3) 提出方法 様式2に記載し、電子メールで提出(複数回に分けて提出してもよい。)
- (4) 提出場所 事務局
- (5) 提出確認 質問を提出した参加者には、事務局から提出確認のメールを返信する。

提出日の翌日（休日等を除く。）までに返信がない場合は、事務局に電話で確認を行うこと。

- (6) 回答日 平成30年4月27日(金)
- (7) 回答方法 全ての質問を取りまとめ、一次審査の通過者全者に電子メールにて通知する。
- (8) 取扱い 回答事項は、本実施要領の追加又は修正とする。

6 参加表明書

6-1. 参加表明書の提出

- (1) 提出図書 参加表明書（様式3）
- ① 誓約書（様式4）及び一級建築士事務所登録証明書（写し）
 - ② 設計共同企業体結成届（様式5）
 - ③ 設計共同企業体協定書（写し）（様式5-1）
 - ④ 委任状（様式5-2）
 - ⑤ 参加者及び管理技術者の実績等（様式6）
- <注意>
- ・ ①の一級建築士事務所登録証明書（写し）は、平成29年度香川県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載されていない者のみ提出する。
 - ・ ②～④は、設計共同企業体の場合のみ提出する。
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期間 平成30年2月22日(木)～3月2日(金) 午後5時
- (4) 提出場所 事務局
- (5) 提出方法 持参又は郵便による。
- 持参の場合は、午前9時から午後5時の間とする。（休日等を除く。）
- 郵便の場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とする。
- いずれも、封筒等の表面に朱書きで「新香川県立体育館基本・実施設計業務公募型プロポーザル・参加表明書」と明記すること。
- (6) 受付番号 参加表明書を提出した参加者には、事務局から電子メールで受付番号を通知する。
- なお、提出日の3日後（休日等を除く。）までに通知がない場合は、事務局に電話で確認を行うこと。
- (7) 辞退 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合には、受付番号と辞退の理由を記載した書面（様式自由）をもって届け出ること。
- なお、辞退することによって、今後、不利益な取扱いを受けることはない。

6-2. 参加招請（一次）の通知

- (1) 通知日 平成30年3月9日(金)
- (2) 通知方法 参加招請（一次）の有無について、郵便及び電子メールにより、参加表明

書記載の担当者宛てに送付する。

参加招請を通知した者には、併せて一次提案書の提出を要請する。

7 一次提案書

7-1. 一次提案書の提出

- (1) 提出図書
- ① 一次提案書提出届（様式7）
 - ② 一次提案書 A2 版 3 枚以内（作成に当たっては、新香川県立体育館基本・実施設計業務プロポーザル提案書作成要領（以下「作成要領」という。）を参照すること。）
 - ③ 一次提案書（A3 縮小版を含む。）の PDF データを保存した CD-R
- (2) 提出部数
- ① 1 部
 - ② 原本 1 部、A3 縮小版 12 部
 - ③ 1 枚
- (3) 提出期間 平成 30 年 4 月 4 日(水)～ 4 月 10 日(火)午後 5 時
- (4) 提出場所 事務局
- (5) 提出方法 持参又は郵便による。
持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時の間とする。（休日等を除く。）
郵便の場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とする。
いずれも、封筒等の表面に朱書きで「新香川県立体育館基本・実施設計業務公募型プロポーザル・一次提案書」と明記すること。
- (6) 受領確認 持参の場合は、その場で受領書を交付する。
郵便の場合は、受領書を郵送する。

7-2. 一次審査結果の通知

- (1) 通知日 平成 30 年 4 月 19 日(木)
- (2) 通知方法 一次提案書を提出した全ての参加者に通知書を郵送する。
一次審査通過者名を県 HP で公表する。
一次審査通過者に特定されたプロポーザル参加者には、併せて参加資格等確認書の提出を要請する。
- (3) 留意点 一次審査結果として、一次提案書の公表を予定しているが、その際に「匿名」を希望するかどうかについては、通知書とともに参加者の意向を確認する書類を配布するので、4 月 27 日(金)までに回答すること。（回答が無い場合は匿名希望のないものとみなす。）

8 参加資格等確認書

8-1. 参加資格等確認書の提出

- (1) 提出図書 参加資格等確認書類提出届（様式 8）
- ① 会社概要
 - ② 商業登記簿（写し）

- ③ 業務経歴書（様式 9）（1 年分）
- ④ 財務諸表（1 年分）
- ⑤ 納税証明書（国税、法人その 3 の 3 又は個人その 3 の 2）
- ⑥ 参加表明時に提出した（様式 6）に記載した実績を証する書類
- ⑦ 参加者の実績等（様式 10）
- ⑧ 配置予定技術者一覧（様式 11）及び雇用関係を証する書類
- ⑨ 配置予定技術者の資格・実績等（様式 11-1～11-6）
- ⑩ 協力事務所の同意書・誓約書（様式 12）

<注意>

- ・ ①～⑤は、単体企業等又は設計共同企業体の構成員で、平成 29 年度香川県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登録されていない者のみ提出する。
- ・ ⑩の協力事務所とは、参加者からの委託を受けて、直接的かつ恒常的な雇用関係にある主任技術者を配置する者をいい、協力事務所がある場合のみ提出する。

- (2) 提出部数 各 1 部
- (3) 提出期間 平成 30 年 4 月 19 日(木)～ 5 月 8 日(火) 午後 5 時
- (4) 提出場所 事務局
- (5) 提出方法 持参又は郵便による。
持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時の間とする。(休日等を除く。)
郵便の場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とする。
いずれも、封筒等の表面に朱書きで「新香川県立体育館基本・実施設計業務公募型プロポーザル・参加資格等確認書」と明記すること。
- (6) 留意点 実績を証明する書類等に不備がある場合は、事務局から通知するので、疑義があれば早めに提出し、提出期間内に整えること。

8-2. 参加招請（二次）の通知

- (1) 通知日 平成 30 年 5 月 10 日(木)
- (2) 通知方法 参加招請（二次）の有無について、郵便及び電子メールにより、参加表明書記載の担当者宛てに送付する。
参加招請を通知した者には、併せて二次提案書の提出を要請する。

9 二次提案書

9-1. 二次提案書の提出

- (1) 提出図書
 - ① 二次提案書提出届（様式 13）
 - ② 二次提案書（作成に当たっては、「作成要領」を参照すること。）
 - (ア) 技術提案 A2 版 3 枚以内
 - (イ) 技術提案（設計業務の実施体制） A4 版 1 枚
 - (ウ) 配置予定技術者の能力 A3 版 1 枚

- ③ 二次提案書 (②(ア)A3 縮小版を含む。) の PDF データを保存した CD-R
- (2) 提出部数 ① 1 部
 ② (ア) 原本 1 部、A3 縮小版 12 部
 (イ) 原本 1 部、複写 12 部
 (ウ) 原本 1 部、複写 12 部 及び内容を証する資料 1 部
 ③ 1 枚
- (3) 提出期間 平成 30 年 5 月 14 日(月)～ 5 月 17 日(木)午後 5 時
- (4) 提出場所 事務局
- (5) 提出方法 持参又は郵便による。
 持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時の間とする。
 郵便の場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とする。
 いずれも、封筒等の表面に朱書きで「新香川県立体育館基本・実施設計業
 務公募型プロポーザル・二次提案書」と明記すること。
- (6) 受領確認 持参の場合は、その場で受領書を交付する。
 郵便の場合は、受領書を郵送する。

9-2 プレゼンテーション

- (1) 日 時 平成 30 年 5 月下旬 (詳細な日時は、別途通知する。)
- (2) 場 所 香川県高松市内 (詳細な場所は、別途通知する。)
- (3) 提出物 ① プレゼンテーション用パワーポイントデータを収めた CD-R 1 枚
 ② 模型 (1:500) 1 つ
 (①、②の作成にあたっては、「作成要領」を参照すること。)
- (4) 実施方法 (3)で提出したパワーポイント及び模型を使用し、15 分以内で評価委員に
 説明する。
 説明後、評価委員と 15 分程度の質疑応答を行う。
- (5) 留意事項 プレゼンテーションは、一般公開する。
 説明者は、3 名まで。(機材操作者及び模型セット者は除く。)
 説明者は、参加者又は協力事務所に属する者とする。
 説明者は、(様式 14)により事前に届け出た者とし、当日、本人確認を行う。
 説明者を含む参加者は、他者のプレゼンテーションを傍聴できない。
 プレゼンテーション時における提案書の追加及び修正は認めない。
 指定した時刻に遅れた者は、プレゼンテーションに出席出来ない。
 プレゼンテーションに出席しなかった者は、原則として特定しない。

9-3. 二次提案書の審査結果の通知

- (1) 通知日 未定
- (2) 通知方法 二次審査書類を提出した全ての参加者に審査結果通知書を郵送する。
 最優秀者名及び次点者名を県 HP で公表する。

VI 契約

1 契約の締結

IV-2-(2)-③で、最優秀者として特定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更も含む。協議が不調の時は、IV-2-(2)-③で、次点者とされた者と契約の締結協議を行う。

2 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「会計規則」という。）第150条に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、会計規則152条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

3 その他の契約関連事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 本件業務に直接関連する他の委託業務を本件業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 未定

(3) 測量、地質調査及び埋設物調査は、建物計画にあわせて基本設計期間に別途実施予定である。

(4) 本件業務の契約者若しくは協力事務所又はこれらと資本・人事面において関連があると認められる者は、本件工事の入札に参加し又は本件工事（下請工事を含む。）を請け負うことはできない。

(5) 協力事務所は、Ⅲ-1（(3)を除く。）を満たすこと。

(6) 提案書等に記載した配置予定技術者は、死亡、病気等のやむを得ない理由があり、発注者が認める場合を除き、変更できない。

VII 留意事項

1 経費の負担

本プロポーザルの参加に関し要する経費は、プロポーザル参加者の負担とする。

ただし、二次提案書の提出者には、香川県が二次提案に要した経費に対して最大20万円を支払う。この際に、香川県は二次提案書の提出者に対して、要した経費に関する資料の提出を求める。

2 著作権等の取扱い等

(1) 提案書に係る著作権の帰属については、提案書を提出した者（以下「提案者」という。）に帰属するものとする。

(2) 上記にかかわらず、香川県は、本プロポーザルの実施並びに結果の公表（プロポーザル結果の取材に対する資料提供など間接的な公表を含む。）、本件業務及び本件工事に関し必要な範囲で、提案書及び提案者から提出されたその他の図書について、複写及び無償での使用ができるものとする。

3 提出書類の取扱い等

- (1) 参加表明書、一次提案書、参加資格等確認書及び二次提案書（以下「提案書等」という。）の提出は1者につき1つとする。
- (2) 提出された提案書等の追加、修正及び差替えは認めない。ただし、参加資格等確認書における事務局からの指示による場合は、この限りでない。
- (3) 提案書等その他の提出物は返還しない。
- (4) 公平な審査の妨げとなる恐れがあるため、プロポーザル参加者は提出した提案書等の内容を最優秀者が特定される以前には公表しないこと。

4 提案書の無効等

- (1) Ⅲの参加資格のない者が提出した提案書又は虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。
 - ① 最優秀者及び次点者の公表までの間に、評価委員会委員、担当部局職員及びその上位の職に当たる職員に対し、本プロポーザルの手続として必要な場合（例：返信が不達の本旨の問合せ、一次結果通知後の参加資格確認書類についての問合せ等）を除き、接触を求めた者。
 - ② その他、香川県が不適格と認めた者

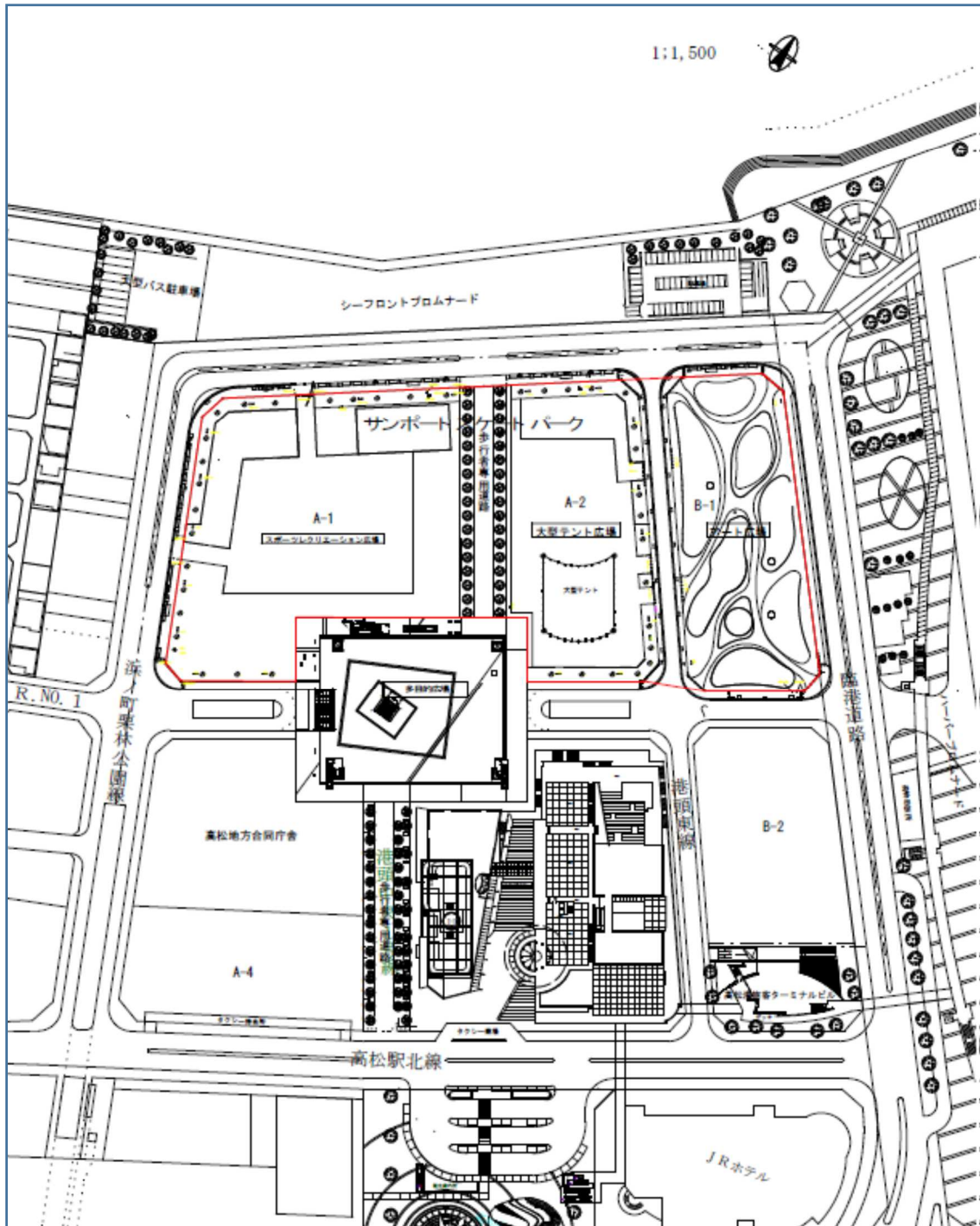
5 説明要求・苦情の申立て

- (1) 参加招請の有無の通知又は審査結果の通知を受けた者は、通知をした日から起算して5日（休日等を含まない。）以内に、書面により、非特定等の理由について説明を求めることができる。
- (2) 前号の回答については、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して5日（休日等を含まない。）以内に、書面により行うものとする。
- (3) 前号の回答に不服がある者は、回答があった日から起算して7日（休日等を含まない。）以内に、書面により苦情の申立てを行うことができる。
- (4) 前号の回答については、香川県入札監視委員会の審議結果を踏まえたうえで、当該委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を含まない。）以内に、書面により行うものとする。
- (5) 電話、電子メール等による問合せには応じない。

6 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 参加表明書又は一次提案書の提出が1者の場合、その他公正なプロポーザルが確保できないと判断される場合は、本プロポーザルを中止することがある。その場合、県HPで公開し、プロポーザル参加者にその旨を通知する。
- (3) 本契約及び選定手続きはWTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

◆添付図面 業務に係る敷地配置図



赤線は敷地境界線を示す。

新香川県立体育館基本実施設計業務公募型プロポーザル提案書作成要領

本要領は、新香川県立体育館基本・実施設計業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、提案書の作成について必要な事項を定めるものである。

I 一次提案

1 技術提案書

(1) 記載する項目

① 以下の提案事項について記載すること。（項目別にまとめる必要はない。）

1 サンポート高松の立地条件を考慮した「新しい体育館」のデザイン性

高松駅から続くアプローチから多目的広場を通して見える、高松港の船舶の乗り場から見える、瀬戸内海を航行する船から見えるシルエットとたたずまいをどのようにデザインするのか。また、メインアリーナやエントランス等の内部空間を、どう見せて、どのように外部空間と関係づけるのか。

2 時代とともに歩める使いやすい施設の機能性

スポーツ施設やイベント会場として必要な機能を確保したうえで、その移り変わりにも柔軟に対応し、長く使い続けられる施設とするためには何が必要なのか。

3 利用者が時間と空間を共有する喜びを体感できる場所づくり

各種催しが開催されるハレの日には多くの人々が集まり、何も行われていない日常にも地域の人々が憩える魅力ある場所とするために、既存施設、港、海との関係を含め、体育館はどのような役割を果たせるのか。

4 構造性能や環境性能の合理性

大空間の構造体や建築設備に要求される機能性や合理性をどのように捉え、計画に反映させるのか。また、そのことを全体のデザインにどのように活かすのか。

5 ライフサイクルコストの縮減と長寿命化へむけての考え方

ライフサイクルコストの縮減と時間に耐えて良い状態で長く使い続けるための建物の長寿命化について、どのように捉え、計画にどう反映させるのか。

② 提案においては次の事項にも配慮されたい。

- ・ 「アート県」として国内外に広くPRする香川県の玄関口に相応しい、サンポート高松の建物、モニュメント等と調和するデザインを期待する。
- ・ 「新しい体育館」のデザイン性とは、意匠的・造形的な観点だけでなく、構造技術や環境技術を含んだ総合的な建築デザインであること。
- ・ サンポート高松の既存施設からの眺望についても配慮すること。なかでも、国際会議場及びサンポートホール高松大ホールホワイエからの眺望については、新体育館整備によってどのように変化するか、イメージ図等を用いて考え方を明らかにすること。
- ・ 多目的広場からシーフロントプロムナードに繋がる歩行者専用道路の代替え機能を

確保できること。

- ・ 大規模イベント開催時の利用者動線を検討するにあたって、周辺既存施設と新体育館を接続する敷地外におけるデッキ等の計画を提案することは差し支えない。
- ・ 建設予定地のサンポート高松で現在行われているイベント（瀬戸内国際芸術祭、さぬきマルシェ、さぬき高松まつり花火大会等）が、新体育館整備後にはどのように実施できるかを併せて提案することは差し支えない。
- ・ 提案内容の実現性を担保するために、概算の面積表、工事工程表及び工事費を記載すること。
- ・ その他、任意の提案は自由とする。

(2) 作成要領

- ① すべての提案事項をA 2版3枚以内（片面横使い）の用紙に収めること。（様式任意）
- ② 提案事項は、文章及び概念図等により、簡潔に表現すること。これに加えて、イメージパース、簡易な図面も記載できることとする。
概念図等とは、提案事項を表現するのに必要な図表、イラスト、イメージ図をいう。
- ③ レイアウト及び色彩の使用は自由とする。ただし、記載する文字等は小さすぎないように配慮すること。また、白黒で複写しても判読できるようにすること。
- ④ 写真の使用は、敷地周囲の状況写真を提案の背景等に利用する場合を除き不可とする。
- ⑤ 事務所名等の表示及び参加者が特定できる表現は不可とする。
- ⑥ 各用紙の右上に縦 15mm×横 50mm 程度の枠を設け、受付番号を表示すること。

II 二次提案

1 技術提案書

1-1 技術提案

(1) 記載する項目

一次提案書に記載した事項を基本とし、模型写真を加えることができる。

一次提案書の提出後に行った検討を反映させても構わない。

(2) 記載要領

I-1-(2)と同様。

1-2 技術提案（設計業務の実施体制）

(1) 記載する項目

次の事項を参考に、設計業務の実施体制を記載すること。

- ・ 設計スタッフの実施体制（協力事務所、協力事務所以外の技術支援等を含む。）
- ・ 基本設計、実施設計業務のスケジュール
- ・ スケジュール管理の方法

(2) 記載要領

- ① すべての記載事項をA 4版1枚（片面縦使い）の用紙に収めること。（様式任意）
- ② 提案事項は、文章及び概念図等により、簡潔に表現すること。
概念図等とは、提案事項を表現するのに必要な図表、イラスト、イメージ図をいう。
- ③ レイアウト及び色彩の使用は自由とする。ただし、記載する文字等は小さすぎないように配慮すること。また、色彩の使用は必要最小限とし、白黒で複写しても判読できるよ

うにすること。

- ④ 写真の使用は不可とする。
- ⑤ 事務所名等の表示及び参加者が特定できる表現は不可とする。
- ⑥ 各用紙の右上に縦 15mm×横 50mm 程度の枠を設け、受付番号を表示すること。

2 参加者・配置予定技術者の実績

参加資格等確認書の添付資料（様式 10 及び様式 11-1～様式 11-6）に記載された業務実績の内容に基づき評価を行うので、本項目に係る独自書類の提出は不要。

3 配置予定技術者の能力

(1) 記載する項目

- ① 本業務を遂行する能力が高いことを示すものとして、次の事項について記載すること。
 - ・ 管理技術者又は主任技術者が過去に行った建築物の設計の名称、施設概要及び設計理念
 - ・ 管理技術者又は主任技術者が過去に行った設計、設計した建築物又は業績について受賞した建築賞等に係る賞の名称、受賞年月、対象が設計、設計した建築物である時はその名称、概要及び設計理念
- ② 受賞実績については、賞状や掲載雑誌等の写しなど確認できる書類を添付すること。

(2) 記載要領

- ① 記載事項を A 3 版 1 枚以内（片面横使い）の用紙に収めること。（様式任意、レイアウトも任意。）
- ② 過去に行った設計、受賞歴等の業績とも、記載する件数や項目は任意。
- ③ 全ての配置予定技術者に言及する必要はない。（1名でも構わない。）
- ④ 文章を補完するための写真の使用は可とする。
- ⑤ 事務所名等の表示及び参加者が特定できる表現も可とする。
- ⑥ 各用紙の右上に縦 15mm×横 50mm 程度の枠を設けること。ただし、技術提案書とは異なり受付番号を表示してはならない。
- ⑦ 同種業務・類似業務の設計実績の評価はⅡ-2で行うので、本書類で示す過去に行った設計の事例は、同種業務・類似業務でなくてもよい。

4 プレゼンテーション用のパワーポイントデータ

- ・プレゼンテーション時にスクリーンへ投影し、参加者が評価委員会へ技術提案書の説明を行うためのもの。
- ・使用できる内容は、Ⅱ-1 二次提案の技術提案書に記載した事項に限る。
- ・説明者 3 人以内（説明者とは別に機械操作者 1 名の追加は可能。）が持ち時間 15 分で説明する分量とする。
- ・MicrosoftPowerPoint2013 で起動できること。
- ・ファイル名称は受付番号とし、CD-R（USB メモリーは不可）に保存して、プレゼンテーション当日の受付時に事務局へ提出すること。

5 模型

模型は、縮尺 500 分の 1 とし、敷地内のみを作成すること。

提案内容が分かりやすく示されたものとする。（使用材料、仕上げ方法等は自由。）

プレゼンテーション当日持参し、県が作成した周辺模型を重ねてプレゼンテーションを行うことができる。

プレゼンテーション当日は、模型の移動、周辺模型へのセットは参加者が行うこと。それに必要な人員は、説明者及び機械操作者と別に2名まで配置することができる。

二次提案者には、事前に事務局から次のものを送付する。

- ・周辺模型の写真
- ・周辺模型から抜き取った敷地形状及び模型の土台厚みを表す敷地の型

III 提案書作成にあたっての留意事項

1 一般事項

- ① 提案書は、本業務を担う最適な設計者の資質を見極めるためのものであり、単に提案内容の優劣を評価するものではない。
- ② 提案のための情報収集として、法令等の取り扱いや、基本計画に関連する関係者から更なる情報を取得するために、関係機関への問い合わせ等を行ってはならない。
- ③ 基本計画に記載する整備方針を踏まえて提案することを原則とする。ただし、よりよい提案を行うことは妨げない。
- ④ 提案で記載する床面積、建物高さ等の算定は、各参加者の判断で行うこと。特段の考えに基づく提案内容がある場合は、その考え方を合せて示すこと。
- ⑤ CD-Rでの電子データの提出にあたっては、事前にウイルスチェックを行うこと。また、CD-R及びケースに受付番号を記すこと。

2 プロポーザルにおける設計条件

- ① 当面、シーフロントプロムナードに建物が建設される予定はない。
- ② 地区計画の3mセットバックは考慮しなくてよい。
- ③ 敷地東側の道路は臨港道路であり、建築基準法第42条の道路ではない。
- ④ 敷地内に現存する歩行者専用道路及び市道については、廃止されるものとして全体を一敷地とみなして提案すること。

新香川県立体育館基本実施設計業務公募型プロポーザル評価要領

本要領は、新香川県立体育館基本・実施設計業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、一次審査、二次審査における提案書の評価に係る事務について必要な事項を定めるものとする。

1 評価方法

- (1) 新香川県立体育館基本・実施設計業務公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、本評価要領に基づいて一次審査及び二次審査の評価を行う。
- (2) 一次審査では、一次提案書について、評価委員の合議により評価を行い、上位7者程度を一次審査通過者として選定する。
- (3) 二次審査では、二次提案書及びプレゼンテーションについて、評価委員の合議により評価を行い、評価点合計の最も高い者を最優秀候補者、次に高い者を次点候補者として選定する。

2 評価項目及び配点

一次審査及び二次審査の評価項目及び配点は、次の表のとおりとする。

【一次審査】

評価項目		合計
1	技術提案に係る業務理解の適切性	100
2	技術提案に係る提案事項の説得性	

【二次審査】

評価項目		配点	合計
1	技術提案に係る業務理解の適切性	100	200
2	技術提案に係る実施方針の妥当性		
3	技術提案に係る提案事項の説得性		
4	プレゼンテーションにおける提案内容及び質疑応答の説得性	60	
5	参加者・配置予定技術者の実績	20	
6	配置予定技術者の能力	20	

3 一次審査の評価基準

評価委員は、提案事項に対する技術提案について、次の評価項目を総合的に評価する。

- ①技術提案に係る業務理解の適切性
- ②技術提案に係る提案事項の説得性

4 一次審査通過者の選定

- (1) 一次審査の結果、評価点の上位7者程度を一次審査通過者として選定する。
- (2) 最終的な一次審査通過者数については、評価委員会において協議し決定する。

5 二次審査の評価基準

(1) 提案事項に対する技術提案 【100点】

評価委員は、提案事項に対する技術提案について、次の評価項目を総合的に評価する。

- ① 技術提案に係る業務理解の適切性
- ② 技術提案に係る実施方針の妥当性
- ③ 技術提案に係る提案事項の説得性

(2) プレゼンテーションにおける提案内容及び質疑応答の説得性 【60点】

- ・参加者による技術提案についてのプレゼンテーション及び評価委員会による質疑応答により、取組意欲、専門技術力及び応答能力を総合的に評価する。
- ・プレゼンテーションに参加しなかった場合、評価は「評価できない(0点)」とする。
やむを得ない理由なく出席しなかった者は、最優秀候補者及び次点候補者に選定しない。

(3) 配置予定技術者等

① 参加者・配置予定技術者の実績 【20点】

a 参加資格確認書に添付した様式10に基づき、参加者の実績を評価する。(10点)

項目	同種・類似業務の実績	同種環境業務の実績
評点	同種業務※1の実績あり 5	サンポート高松の立地条件を
	類似業務※2の実績あり 2	踏まえた業務※3の実績あり 5
	いずれもなし 0	無し 0

※1 「同種業務」

一の空間で2,500席以上の観覧席(固定席に限る、以下同じ。)を有する運動施設(平成21年国交省告示第15号別添2に掲げる建築物の類型第三号の用途、以下同じ。)に係る新築、改築又は増築(増築の場合は、増築部分に当該施設が含まれる場合に限る。以下「新築等」という。)の実施設計。

※2 「類似業務」

一の空間で1,000席以上の観覧席を有する運動施設又は一室で1,000席以上の客席を有する劇場等(建築基準法別表第一(一)の用途、以下同じ。)に係る新築等の実施設計。

※3 「サンポート高松の立地条件を踏まえた業務」

瀬戸内海沿岸(海岸から100m以内)又は香川県内の建築物(一棟の延べ面積が3,000㎡以上の建築物の新築等に限る。)に係る実施設計

b 参加資格等確認書に添付した様式11-1から11-6に基づき、配置予定技術者の実績を評価する。(10点)

② 配置予定技術者の能力 【20点】

配置予定技術者が過去に行った建築物の設計に係る設計理念及び、配置予定技術者が

過去に受賞した建築賞により、本業務を遂行するための能力について総合的に評価する。

6 最優秀者、次点者の特定

- (1) 二次審査の評価点合計の最も高い者を最優秀候補者、次に高い者を次点候補者として選定する。
- (2) 評価点合計の最も高い者が複数となった場合は、評価委員の投票により順位付けを行う。
- (3) 二次審査の選定結果を基に、香川県総務部内に設置する委託業務審査会において、最優秀者、次点者の各1名を特定する。

